

令和 4 年 第 9 回

武蔵村山市教育委員会定例会

令和 4 年 9 月 1 4 日

武蔵村山市教育委員会

令和4年第9回武蔵村山市教育委員会定例会

1 日 時 令和4年9月14日（水）

開会 午前 9時30分

閉会 午前10時05分

2 場 所 さくらホール（市民会館） 展示室

3 出席委員 池谷光二（教育長） 大野 順 布

杉原 栄 子 比留間 雅 和

潮 美 和

4 説明のため出席した者の職氏名

教育部長 諸星 裕 学校教育担当部長 東口 孝正

教育総務課長 平崎 智章 教育施設担当課長 櫻井 謙次

指導・教育センター担当課長 赤坂 弘樹 学校給食課長 長谷 慶一

防災食育センター整備担当課長 矢野 喜之 文化振興課長 西原 陽

スポーツ振興課長 鳥海 純子 図書館長 藤本 昭彦

指導主事 加藤 由裕

5 会議に出席した事務局の職員

教育総務課教育政策係 池谷正太郎

吉野恵里加

議事日程

- 1 会期の決定
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 議案第49号 武蔵村山市立図書館規則の一部を改正する規則について
- 5 その他

◎開会の辞

○池谷教育長 本日の会議に際し、2名の方から傍聴の申出があり、武蔵村山市教育委員会会議規則第29条の規定に基づき、会議の傍聴を許可しましたので報告いたします。

また、本日の会議におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、密閉・密集・密接の状況を極力回避して進めてまいりたいと思いますので、委員の皆様方には御協力をお願いいたします。

また、会議時間をできるだけ短くするように努めることも必要であると考えますので、事務局職員におきましては簡潔な説明をお願いします。

それでは、始めます。

本日の出席委員は全員でございます。

これより令和4年第9回武蔵村山市教育委員会定例会を開会いたします。

◎議事日程の報告

○池谷教育長 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認め、配布のとおり決定いたします。

◎日程第1 会期の決定

○池谷教育長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日限りといたしたいと思います。

これに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りといたします。

◎日程第2 前回会議録の承認

○池谷教育長 日程第2、前回会議録の承認を議題といたします。

本件は、これを承認することに御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○池谷教育長 御異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

本日の会議録の署名は、潮委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

◎日程第3 教育長報告

○池谷教育長 日程第3、教育長報告を議題といたします。

1点目でございますが、令和4年第3回市議会定例会一般質問対応状況についてでございます。

資料1を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育部長から報告いたします。

諸星教育部長、お願いします。

○諸星教育部長 それでは、1点目、令和4年第3回市議会定例会での一般質問対応状況につきまして御説明いたします。

資料1を御覧ください。

第3回市議会定例会につきましては、9月5日から29日までの会期で開催をしております。

一般質問につきましては、9月8日、9月9日、12日及び13日の4日間で既に終了をしております。

教育委員会関係では、10人の方から11項目の質問を受けてございます。

なお、その質問及び教育長答弁要旨につきましては資料1のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○池谷教育長 続きまして、2点目でございます。

令和3年度 学校保健統計書についてでございます。

資料2を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、教育総務課長から報告いたします。

平崎教育総務課長、お願いします。

○平崎教育総務課長 それでは、令和3年度 学校保健統計書について御報告申し上げます。

まず、1ページを御覧ください。

令和3年度の学年別身長・体重の平均値でございます。

次に、2 ページ及び3 ページでございますが、こちらには平成 17 年度以降の身長及び体重の平均値の推移をお示ししております。

4 ページ、5 ページには、疾病異常等調査結果をお示ししております。

6 ページ及び7 ページには学校感染症等による出席停止者数を、また8 ページには就学時健診における疾病異常被患者数を記載しております。

9 ページから 11 ページまでにつきましては、心臓検診の結果をお示ししております。

心臓検診は、小学校 1 年生、中学校 1 年生及びそれ以外の学年のうち内科検診において心臓検診が必要と認められた児童・生徒を対象に実施しております。

9 ページ及び 11 ページにおいて、他学年と表示しているものは、内科検診において心臓検診が必要と認められた小学校 1 年生、中学校 1 年生以外の学年の児童・生徒数となっております。

最後に、12 ページ及び 13 ページにつきましては、尿検査の結果をお示ししておりますので、御確認いただければと思います。

説明につきましては以上でございます。

○池谷教育長　続きまして、3 点目でございます。

令和 4 年度　夏季教職員研修会出席状況についてでございます。

資料 3 を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、加藤指導主事より報告いたします。

加藤指導主事、お願いします。

○加藤指導主事　それでは、資料 3 を御覧ください。

令和 4 年度　夏季教職員研修会出席状況について御報告いたします。

今年度は感染症拡大防止のため、一部オンラインによる研修として実施をいたしました。参加人数について学校別に記してございます。

将来の管理職希望者を対象とした「輝け未来の教育管理職研修」については、7 講座を開催し、第一小学校、押本純樹校長先生、第十小学校、今井一馬副校長先生にお力添えをいただきました。こちらは一部講座への若手教員の受講や、東大和市からの参加者も含め、36 名の先生方が受講いたしました。

また、受講者からはインターネットを活用したアンケートフォームにて各研修会の評価をいただいております。これらの評価も参考にし、来年度の夏季研修の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○池谷教育長　続きまして、4点目でございます。

令和4年度　武蔵村山市「小中一貫教育の日」の実施についてでございます。

資料4を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、指導主事から報告いたします。

加藤指導主事、お願いします。

○加藤指導主事　それでは、資料4を御覧ください。

令和4年度「小中一貫教育の日」の実施について御説明いたします。

小中一貫教育の日は、令和元年度より各中学校区において研究授業等の実践を通して、小中一貫の連携を高めることを目的として実施しております。

当日の校区研究の会場は資料のとおりです。

教育委員の皆様におかれましては、当日、五中校区における研究授業の参加をしていただく予定でございます。

説明は以上です。

○池谷教育長　続きまして、5点目でございます。

特別展開催準備に伴う歴史民俗資料館の臨時休館についてでございます。

資料5を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、文化振興課長から御報告いたします。

西原文化振興課長、お願いします。

○西原文化振興課長　それでは、資料5を御覧ください。

特別展開催準備に伴う歴史民俗資料館の臨時休館についてでございます。

歴史民俗資料館では、令和4年度の特別展として「流行り病と武蔵村山」を令和4年10月29日土曜日から令和5年3月5日日曜日までの期間で開催予定でございます。

この展示に併せ、常設展示の一部を一時撤去・変更し、特別展関係の資料の展示を行うものですが、準備作業期間が必要となることから、歴史民俗資料館を臨時休館することといたしました。

歴史民俗資料館の休館期間は、定期休館日を含めまして令和4年10月24日月曜日から10月28日金曜日までとなります。

休館中においても、歴史民俗資料館にて電話対応等を行います。

市民等への周知につきましては、市報10月1日号及び市ホームページ等で周知いたします。

報告は以上でございます。

○池谷教育長　続きまして、6点目でございます。

令和4年度少年少女スポーツ大会第20回少年少女ドッジボール大会の開催についてでございます。

資料6を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から御報告いたします。

鳥海スポーツ振興課長、お願いします。

○鳥海スポーツ振興課長　それでは、資料6、令和4年度少年少女スポーツ大会第20回少年少女ドッジボール大会の開催について御報告いたします。

この事業は、昨年度まで年明けの1月に2日間で開催しておりましたが、今年度から開催時期の変更及び現在の感染症の状況を考慮いたしまして、11月12日土曜日の1日間、総合体育館第一体育室で開催することといたしました。

主催は、武蔵村山市教育委員会、協力は、武蔵村山市スポーツ推進委員協議会、東京都ドッジボール協会でございます。

開会式につきましては、午前8時30分から第一体育室で行いますが、感染症の関係もございますので、できる限り簡素化して行いたいと考えております。

当日の大会の流れにつきましては、午前に小学校3年生・4年生の部、午後は5年生・6年生の部の競技を実施いたします。

また、閉会式につきましては、午後の部の表彰式後に行います。

参加の対象は、市内在住・在学の小学校3年生から6年生で、保護者が出場を認めた者としております。

なお、観戦者につきましては、規制は行わず、通常どおりといたします。

教育長におかれましては、お忙しい中、恐縮ではございますが、開会式等に御出席をいただきたいと思いますと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

○池谷教育長　続きまして、7点目でございます。

武蔵村山市民駅伝競走大会の代替事業についてでございます。

資料7を御覧いただきたいと思います。

内容につきましては、スポーツ振興課長から報告いたします。

鳥海スポーツ振興課長、お願いします。

○鳥海スポーツ振興課長 それでは、資料 7、武蔵村山市民駅伝競走大会の代替事業について御報告させていただきます。

代替事業の主催は、武蔵村山市委教育委員会、開催日は 12 月 11 日曜日、会場は真如苑内特設コースを予定しております。

午前 9 時から開会宣言を行い、午前 9 時 45 分にスタート、表彰式については午後 0 時 30 分頃の予定でございます。

コースにつきましては、周回コースを検討しております。資料にコース図面を添付しておりますので、御参照いただきたいと思います。

参加チーム数は 140 チーム、募集案内は 10 月 1 日号の市報で行うこととしており、先着順で受付をいたします。

参加料は、1 チーム当たり 6,000 円を考えておりますが、小学生の部、中学生の部及び特別参加については無料といたしたいと思います。

なお、今年度開催予定としておりました、第 50 回武蔵村山市民駅伝競走大会につきましては、競技参加者及び公道で観戦される方などへの感染症予防対策、また公道で開催するための対策等を考慮し、来年度以降の開催として延期したいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

また、代替事業の大会名など詳細が決まりましたら、再度、教育委員会で御報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

報告は以上でございます。

○池谷教育長 8 点目のその他でございますが、1 点報告いたします。

安倍元首相の「国葬」の中止を求める緊急申し入れについてでございます。

内容につきましては、教育総務課長から御報告いたします。

平崎教育総務課長、お願いします。

○平崎教育総務課長 それでは、教育委員会で収受いたしました文書について御説明いたします。

令和 4 年 9 月 8 日付で、日本共産党武蔵村山市議団及び日本共産党武蔵村山市委員会の連名で、安倍元首相の「国葬」の中止を求める緊急申し入れという文書を収受いたしました。このことについて御報告いたします。

なお、文書につきましては全ての委員の皆様にお配りしていることから、ここでの御説明は概要に絞らせていただきますので、御了承ください。

文書の趣旨といたしましては2点あり、1点目は、法的根拠もなく、国民多数が反対している安倍元首相の国葬の実施について中止を求めること、2点目は、市及び教育委員会として、半旗の掲揚や黙とうといった弔意の表明を行わないこと、また、これに関する文書が都教委から届いたとしても、各学校に情報提供を行わないことを求めることとなっております。

本文書につきましては要請として受け止め、特段検討等の対応はございません。

報告につきましては以上でございます。

○池谷教育長 教育長報告は以上でございます。

教育長報告に対する質疑等があればお受けいたします。

委員の皆様、いかがでしょうか。

大野職務代理者、お願いいたします。

○大野職務代理者 駅伝大会につきまして、意見でございます。

長年親しまれてきました旧青梅街道をコースにした駅伝大会、沿道にたくさんの市民が出て選手を応援するなど、盛り上がりの面でもいかにも駅伝らしさあふれる大会であると思います。

この度、従来のコースを使つての開催ができなくなったことは、大変残念なことではございますけれども、その一方で、駅伝大会はもう開催できなくなりましたで終わるのではなく、このような代替事業をつくっていただいたことに感謝申し上げます。会場をお貸しいただく真如苑さんに感謝申し上げるとともに、そのような対応に当たっていただいた事務局の皆さんには大変お疲れさまでございました。ありがとうございました。

○池谷教育長 ありがとうございます。

その他、委員の皆様、いかがでしょうか。

潮委員、お願いいたします。

○潮委員 ただいまの大野職務代理者の意見に関連いたしまして、ドッジボール大会、駅伝大会、それに加えて中学修学旅行に関して一言申し上げます。

新型コロナウイルス感染症のまん延により中止が続いておりましたドッジボール大会、また駅伝大会、そしてそれに加えた修学旅行ということで、学校内外の行事が3年ぶりに戻ってまいりましたというところで、修学旅行に関しましては保護者の方から本当に行けてよかったねという声が多数耳に入ってきております。

また、ドッジボール大会、駅伝大会につきましては、本当に子供たちが目標に向かって仲間と行動するという、そのプロセスがとても大切だと思っておりますので、教育委員会をは

じめ、学校の先生方には様々な対応を取っていただく中での開催に本当に感謝を申し上げます。

何よりこの行事を行うことは、子供たちが一番喜ぶことだと思っておりますので、私も当日を楽しみにしたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○池谷教育長 どうもありがとうございます。

杉原委員、お願いいたします。

○杉原委員 では、資料3の夏季教職員研修会の出席状況について、御質問をさせていただきます。

夏季期間というのは、先生方にとって、研修会を通して学ぶ絶好の機会だと思います。この研修会出席状況を見ますと、研修会の数も種類も少ない気がするんですが、コロナ禍だからやむを得ないのか、また、この表の人数に表れていない若手の先生方が武蔵村山市は多いんですが、そういう先生方が何か研修会を受けてらっしゃるのか、また、どのような研修会を受けてらっしゃるのか、教えていただければと思います。

○池谷教育長 加藤指導主事、お願いします。

○加藤指導主事 御説明いたします。

ここに示しておりませんが、年次研修として別途初任者研修を実施しており、初任者研修では集合による研修や、ボランティアなど外部での体験を課題別研修として行っております。

2、3年次の先生方につきましては、4単位を選択課題別対象研修としまして、各先生方が自主的な集合研修等に参加をしていただき、報告を受けております。

また、本市の研修以外に東京都教職員研修センター主催の研修や、研修大会への参加など、先生方が主体的に様々な研修に参加しております。

東京都教職員研修センター主催の研修においては、240人の先生方が申込みをし、受講をしております。

以上でございます。

○池谷教育長 杉原委員、いかがでしょうか。

○杉原委員 ありがとうございました。

幅広くどのような年代の先生方も研修を受けて、自分を伸ばしていってほしいということで、安心いたしました。よろしくお願いいたします。

○池谷教育長 比留間委員はいかがでしょうか。

ありがとうございます。

質疑なしと認めます。

これをもって教育長報告を終わります。

◎日程第４　議案第４９号　武蔵村山市立図書館規則の一部を改正する規則について

○池谷教育長　日程第４、議案第４９号　武蔵村山市立図書館規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

議案の朗読は省略させていただきます。

議案第４９号の提案理由を説明させていただきます。

電子書籍の貸出しを開始するほか、所要の規定を整備する必要があるので、本案を提示するものでございます。

なお、内容につきましては図書館長から説明いたさせますので、よろしく御審議の上、御決定くださるようお願いいたします。

藤本図書館長、お願いします。

○藤本図書館長　それでは、議案第４９号　武蔵村山市立図書館規則の一部を改正する規則について御説明いたします。

今回の改正につきましては、令和４年１０月４日から電子書籍の貸出しを開始すること、また現在の図書館業務の実態に合わせるよう、所要の規定の整備を行うものでございます。

４枚おめくりいただきまして、新旧対照表を御覧いただきたいと存じます。

第２条第１項第２号は、祝日の規定を改めるものでございます。

第３条第１項は、祝日の木曜日は夜間開館を行わない旨を実態に合わせ規定するものでございます。

第４条第１項第１号は、相互利用協定を締結した市町の区域内に住所を有する者の規定を削除し、新たに第４条第１項第３号に規定するものでございます。

第４条第１項第４号は、館長が特に必要と認めるものについては貸出しできる旨、規定するものでございます。

２ページにかけてでございますが、第４条第２項は、個人が貸出しの登録をする際に、本人であることを証明する書類及び居住地を証明する書類を、また在勤・在学者については当該事実を確認できる書類を提示していただく旨を、実態に合わせ規定するものでございます。

ただし、小学生及び幼児は、本人確認書類の提示を省略することができることとしております。

第4条第5項は、登録の有効期間が来る場合の更新について、実態に合わせ規定するものです。

第4条第6項は、個人貸出しの図書館資料の冊数等について規定しております。

電子書籍につきましては、2点以内にするとところでございます。

第4条第7項は、相互利用協定を締結した市町の区域内に住所を有する者に対しては、電子書籍の貸出しは行わないことを規定してございます。

第4条第8項は、第5項及び第7項を追加したための規定の整備でございます。

第5条第2項は、団体が貸出しの登録をする際に、団体の代表者であることを証明する書類及び本人確認書類を提示していただく旨を、実態に合わせ規定するものでございます。

3ページを御覧ください。

第5条第5項は、団体の電子書籍の貸出し点数を規定するもので、電子書籍につきましては2点以内としてございます。

第5条第6項は、団体の貸出し期間の規定でございます。

図書及び視聴覚資料は1か月以内、電子書籍は14日以内とするものでございます。

第6条は、市立学校の児童等への電子書籍の貸出しについて、新たに規定を設けるものでございます。

第7条は、登録内容に変更があった場合の手続について、実態に合わせ、新たに規定を設けるものでございます。

第8条から第10条までは、第6条及び第7条が加わったことによる規定の整備でございます。

第11条も同様の規定の整備を行い、第2項として、4ページ目を御覧いただきたいと思います。未返納者は予約及びリクエストができない旨を実態に合わせ規定するものでございます。

第12条は、図書館資料の予約について規定を設けるもので、第1項は予約できるものについて規定し、第2項は図書と視聴覚資料の予約方法を、第3項は電子書籍の予約方法を規定しております。

第13条は、リクエストについて規定を設けるもので、第1項はリクエストできるものについて規定し、第2項はリクエストの方法を規定しております。視聴覚資料と電子書籍はここ

に規定していないことから、リクエストはできないこととなります。

第 14 条は、予約とリクエストの点数について規定を設けるものでございます。

第 15 条は、置き置き期間について規定を設けるものでございます。図書と視聴覚資料は 10 日以内、電子書籍は 7 日以内としてございます。

5 ページを御覧ください。

第 16 条は、予約とリクエストの取消しについて規定を設けるものでございます。

第 17 条から第 19 条までは、第 12 条から第 16 条までが加わったことによる規定の整備でございます。

6 ページを御覧ください。

第 1 号様式でございます。

生年月日欄に令和を追加し、一番下の表内の「住」という文字を「個」に、また欄外の様式の規格について規定を整備するものでございます。

7 ページを御覧ください。第 3 号様式でございます。

一番下の表内の「住」を「個」に、また欄外の様式の規格について規定を整備したものでございます。

8 ページを御覧ください。

第 4 号様式でございます。

貸出登録変更届を新たに設けるものでございます。

9 ページを御覧ください。

第 5 号様式でございます。

第 4 号様式を新設したことなどによる規定の整備でございます。

10 ページ目を御覧ください。

附則でございます。

第 1 項ですが、改正案の施行期日は電子書籍の貸出し開始に合わせ、令和 4 年 10 月 4 日からを予定してございます。

第 2 項は、従前の様式を当分の間使用できるよう、経過措置を設けたものでございます。

以上、雑駁ではございますが、議案第 49 号の説明とさせていただきます。

以上です。

○池谷教育長 これより質疑に入ります。

委員の皆様、いかがでしょうか。

大野職務代理人、お願いいたします。

○大野職務代理人 1点、質問させていただきます。

今までの図書の貸出しの流れというのは、登録している方が直接、各図書館へ足を運び、読みたい本を選んで借りて、読み終わったらまた足を運んで返却してくると、こういうものだと思います。それが、電子書籍に関しては、登録さえしてあれば図書館に足を運ぶことなく、また図書館の開館時間外や休みの日であっても、自宅にいながらにして貸出しから返却まで完了できる。そういうイメージを持っているんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。お願いいたします。

○池谷教育長 ありがとうございます。

藤本図書館長、お願いいたします。

○藤本図書館長 電子図書館につきましては、電子書籍の貸出し等、24時間365日、メンテナンスの時間以外は閲覧ができて、自宅においてでも貸出しを受けられる。返却も自分の家でも返却ができる、また、2週間たってしまいますと自動で返却をされてしまうというような形で御利用になれます。

ただ、1点、通信のパケット使用料につきましては、利用者様の御負担になりますので、御承知おきいただきたいと思います。

以上です。

○池谷教育長 大野職務代理人、いかがでしょうか。

○大野職務代理人 ありがとうございます。

電子書籍の貸出しが始まることで、サービスが一層向上し、図書館利用者の拡大にもつながるのではないかと思います。10月からの運用開始に期待しておりますので、よろしくお願いいたします。

○池谷教育長 どうもありがとうございました。

そのほか、委員の皆様、いかがでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これより議案第 49 号 武蔵村山市立図書館規則の一部を改正する規則についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○池谷教育長 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり決しました。

◎日程第 5 その他

○池谷教育長 日程第 5、その他に入ります。

委員からの報告等の御発言があればお受けいたします。

比留間委員、お願いします。

○比留間委員 先月、御報告いただき、また今月の学校だよりも書かれておりました第五中学校吹奏楽部の上位大会出場について、一言、思いを述べさせていただければと思います。

私自身、音楽に特に関わったことはないのですが、娘が小・中・高と吹奏楽部の活動をしておりまして、これがどれほど大変、かつ、素晴らしいことか、多少なりとも理解しているつもりではおりますが、まず、第五中学校吹奏楽部の部員の皆さん、そしてこれに関わる教職員の方々、保護者の皆様に、この場をお借りしまして心より敬意を表するところでございます。

先日、全国高校野球選手権大会で優勝した仙台育英の須江監督のお言葉をお借りしますと、この第五中学校吹奏楽部の生徒たちはまさに密な青春の真ただ中にいるのかなと思うところですが、東京都大会を勝ち抜いたこの情熱、また東日本学校吹奏楽大会に向けて、今、準備や練習に取り組んでいる情熱。若い人に限ったことではないのですが、その情熱を持って何かに取り組めるということは、とても素晴らしく、教育現場においても非常に重要なことだと改めて気付かされたところでございます。

子供たちが持っている情熱に、周りの大人たちがどれだけの熱量を持って応えることができるのか、また大人たちが情熱を持って子供たちに向き合い、子供たちのよき手本となるか、部活動に限らずですが、学校における活動の中で、これを一つのよい事例としてまずは小学校を含めた五中校区の中で、こういった事例を水平展開していただきたいと存じます。

また、さらには武蔵村山市全体においても、こういったことが広がってけるとよいのかと思うところでございます。

以上でございます。

○池谷教育長 ありがとうございます。感謝いたします。

その他、よろしいでしょうか。

(発言する者なし)

○池谷教育長 事務局からの報告等の御発言があればお受けいたします。

(発言する者なし)

○池谷教育長 これをもって、その他を終わります。

◎閉会の辞

○池谷教育長 以上で、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、令和4年第9回教育委員会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前10時05分閉会